

【利用料金】

	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
訪問看護／介護予防訪問看護	3,100円	4,630円	8,140円	11,170円

【各種加算】

加算名	単位数	算定条件
早朝加算	所定単位数の	午前6時～午前8時の時間帯
夜間加算	25%を加算	午後6時～午後10時の時間帯
深夜加算	所定単位数の50%を加算	午後10時～午前6時の時間帯
複数名訪問看護加算	254単位／回	30分未満
複数名介護予防訪問看護	402単位／回	30分以上
長時間訪問看護加算	300単位／回	1時間半を越えた時
長時間介護予防訪問看護加算		
緊急時訪問看護加算	540単位／月	24時間対応体制をとる方
緊急時介護予防訪問看護加算		
退院時共同指導加算	600単位／回	入院・入所中に退院・退所後の在宅生活について主治医等と連携し、指導を行い文書を提供した時。特別管理加算対象者は2回まで、その他の利用者は1回のみ算定。
初回加算	300単位／月	新規に訪問看護計画書を作成した時
看護・介護職員連携強化加算 (介護予防訪問看護除く)	250単位／月	たんの吸引等の指導支援を訪問介護員にした時。
看護体制強化加算	300単位／月	当事業所の実績に対する評価。要件を満たせば算定します。
特別管理加算Ⅰ	500単位／月	在宅悪性腫瘍患者指導管理・気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方。
特別管理加算Ⅱ	250単位／月	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 人工肛門、人工膀胱を設置している状態。 真皮を越える褥創の状態。 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。 上記のいずれかに該当する状態の方。
ターミナルケア加算 (介護予防訪問看護除く)	2000単位／死亡月	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った時算定。

【その他の料金】

① 交通費：高知市内無料。

通常の実施区域を越えた地点から片道 10k m未満 400 円

通常の実施区域を越えた地点から片道 10k m以上 15k m未満 500 円

通常の実施区域を越えた地点から片道 15k mを超えるとき 1,000 円

② 死後の処置：3,500 円

③ 支払い方法 利用者負担金は、毎月末〆とし、翌月第 2 週目以降の訪問時に請求しますので、現金でお支払いください。

※ 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下ケアプランという）を作成しないとき等、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料（10 割）をいただき、サービス提供証明書及び領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書を後日、各市町村の窓口に提出しますと、利用料金と自己負担の差額の払い戻しを受けることができます。